

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市檜島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

条 例

- 条例第57号 宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例……………(総務課) ……2
- 条例第58号 宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……………(選挙管理委員会事務局) ……2
- 条例第59号 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課) ……2
- 条例第60号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課) ……3
- 条例第61号 宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課) ……3
- 条例第62号 宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課) ……6

規 則

- 規則第63号 宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……7
- 規則第64号 宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則……………(市民税課) ……8
- 規則第65号 宇治市個人番号の利用に関する条例施行規則……………(総務課) ……9
- 規則第66号 宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……10
- 規則第1号 宇治市都市経営戦略推進本部設置規則……………(行政経営課) ……11

告 示

- 告示第1号 宇治市国民健康保険被保険者証の無効……………(国民健康保険課) ……12
- 告示第2号 議決予算の公表……………(財務課) ……12

選 挙 管 理 委 員 会

- 規程第1号 公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程……………18
- 規程第2号 宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程……………18

監 査 委 員

- 公表第1号 定期監査の結果の報告……………18

公 営 企 業

- 規程第4号 宇治市上下水道部非常勤職員及び臨時職員に関する規程の一部を改正する規程……………19
- 公告第1号 宇治市排水設備指定工事業者の指定の有効期間満了時に継続指定しない業者……………19

条 例

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年12月28日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第57号

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
宇治市個人番号の利用に関する条例（平成27年宇治市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第4条の次に次の1条を加える。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則の次に次の2別表を加える。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	身体障害者に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	母子家庭又は父子家庭に対する給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
市長	身体障害者に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
市長	障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

市長	母子家庭又は父子家庭に対する給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて規則で定めるもの
市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（揭示済）

宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年12月28日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第58号

宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年宇治市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、宇治市長の選挙における法」を「、法」に、「並びに宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における」を「及び」に改める。

第2条本文中「この条、第4条、第5条、第9条及び第11条において」を削る。

第6条前段中「宇治市長の選挙における」を削る。

第8条中「、宇治市長の選挙における候補者」を「、候補者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される宇治市議会議員の選挙について適月し、施行日の前日までにその期日を告示された宇治市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年12月28日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第59号

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する

宇治市長 山本 正

。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の150」を「100分の160」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成30年6月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(揭示済)

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年12月28日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第60号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和31年宇治市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の157.5」を「100分の160」に、「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成30年6月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(揭示済)

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年12月28日

宇治市条例第61号

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の給与に関する条例(昭和26年宇治市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」を「100分の130」に、「100分の80」を「100分の72.5」に改める。

第17条の4第2項第1号中「100分の90」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の45」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条、第3条の2、第4条関係)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	145,900	196,400	232,900	266,300	292,500	323,200	367,500	413,200
	2	147,000	198,300	234,500	268,200	294,800	325,400	370,100	415,700
	3	148,200	200,100	236,000	270,100	297,100	327,800	372,500	418,200
	4	149,400	201,900	237,700	272,200	299,200	330,000	375,200	420,600
	5	150,500	203,400	239,100	273,900	301,100	332,200	377,100	422,500
	6	151,600	205,200	240,800	275,800	303,500	334,200	379,600	424,900
	7	152,700	207,100	242,300	277,700	305,800	336,500	381,900	427,000
	8	153,800	208,900	243,900	279,900	308,000	338,700	384,500	429,200
	9	154,900	210,500	245,100	281,900	309,900	340,600	386,900	431,300
	10	156,300	212,300	246,700	283,900	312,300	342,900	389,600	433,400
	11	157,700	214,200	248,300	286,100	314,500	344,900	392,300	435,500
	12	159,000	216,000	249,700	288,100	316,800	347,100	395,000	437,600
	13	160,300	217,400	251,200	290,100	319,000	348,900	397,400	439,400
	14	161,800	219,200	252,700	292,200	321,100	351,000	399,800	441,200
	15	163,300	220,900	254,100	294,300	323,300	353,000	402,000	443,200
	16	164,900	222,800	255,500	296,300	325,400	355,000	404,400	445,200
	17	166,300	224,500	257,000	298,100	327,400	356,700	406,200	447,200
	18	167,800	226,200	258,600	300,100	329,400	358,800	408,300	449,000
	19	169,300	227,800	260,300	302,300	331,400	360,600	410,200	450,800
	20	170,800	229,400	262,200	304,300	333,400	362,500	412,000	452,500
	21	172,200	230,900	263,800	306,200	335,200	364,400	413,900	454,300
	22	175,000	232,600	265,600	308,300	337,300	366,300	415,800	455,900
	23	177,600	234,200	267,300	310,400	339,300	368,400	417,600	457,300
	24	180,200	235,800	269,000	312,500	341,400	370,300	419,500	458,800
	25	183,000	236,900	271,000	314,200	342,900	372,300	421,300	460,200
	26	184,700	238,500	272,900	316,300	344,800	374,200	422,800	461,500
	27	186,300	239,900	274,700	318,400	346,700	376,300	424,400	462,800
	28	188,000	241,200	276,500	320,400	348,600	378,300	426,000	464,100
	29	189,600	242,500	278,300	322,100	350,200	379,800	427,600	465,100
	30	191,300	243,700	280,200	324,100	352,200	381,600	428,900	465,800
	31	193,100	244,700	282,100	326,300	354,100	383,500	430,200	466,600
	32	194,800	246,000	283,800	328,400	355,900	385,100	431,500	467,300
	33	196,400	247,300	285,300	329,600	357,800	386,900	432,700	468,000
	34	197,900	248,400	287,300	331,600	359,700	388,300	434,000	468,800
	35	199,400	249,600	289,100	333,500	361,500	389,800	435,300	469,500
	36	200,900	250,900	291,000	335,700	363,200	391,500	436,500	470,100
	37	202,200	251,800	292,600	337,600	364,600	392,900	437,700	470,600
	38	203,500	253,200	294,400	339,500	365,900	394,100	438,500	471,300
	39	204,700	254,700	296,200	341,500	367,400	395,300	439,400	471,900
	40	206,100	256,100	298,000	343,500	368,800	396,400	440,200	472,500
	41	207,400	257,500	299,500	345,400	370,100	397,500	440,800	473,000

再任職員以外の職員

42	208,700	258,900	301,200	347,300	371,000	398,800	441,500	473,500
43	210,000	260,300	302,800	349,100	372,100	400,000	442,200	473,900
44	211,300	261,600	304,400	351,100	373,200	401,100	442,900	474,200
45	212,400	262,900	306,000	352,600	374,000	401,800	443,700	474,500
46	213,800	264,200	307,700	354,000	375,000	402,500	444,500	475,000
47	215,100	265,600	309,300	355,500	375,900	403,200	444,900	475,400
48	216,400	266,900	311,100	357,000	376,800	403,900	445,600	475,700
49	217,500	268,000	312,000	358,700	377,700	404,500	446,100	476,000
50	218,600	269,100	313,500	359,500	378,500	405,100	446,500	476,500
51	219,600	270,500	315,000	360,700	379,300	405,600	446,900	476,900
52	220,700	271,800	316,600	361,700	380,100	406,000	447,400	477,200
53	221,900	272,800	318,300	362,600	380,800	406,400	447,800	477,500
54	222,900	273,900	319,900	363,700	381,500	406,700	448,200	478,000
55	223,800	275,200	321,500	364,600	382,200	407,100	448,600	478,400
56	224,800	276,500	323,000	365,700	383,000	407,400	448,900	478,700
57	225,200	277,400	324,500	366,700	383,500	407,700	449,200	479,000
58	226,100	278,500	325,700	367,400	384,100	408,000	449,600	479,500
59	226,900	279,400	327,000	368,100	384,700	408,300	449,900	479,900
60	227,700	280,500	328,200	368,800	385,400	408,600	450,200	480,200
61	228,400	281,600	328,900	369,200	385,800	408,900	450,500	480,500
62	229,400	282,600	329,800	369,800	386,500	409,200	450,900	481,000
63	230,300	283,500	330,600	370,500	387,100	409,500	451,200	481,400
64	231,200	284,500	331,400	371,200	387,700	409,800	451,500	481,700
65	231,900	285,000	332,300	371,500	388,100	410,100	451,800	482,000
66	232,700	285,900	332,700	372,200	388,700	410,400	452,200	
67	233,600	286,700	333,400	372,900	389,300	410,700	452,500	
68	234,600	287,600	334,200	373,600	389,900	411,000	452,800	
69	235,300	288,600	335,100	373,900	390,300	411,200	453,100	
70	236,000	289,400	335,800	374,500	390,900	411,500	453,500	
71	236,600	290,200	336,500	375,300	391,400	411,800	453,800	
72	237,400	291,000	337,200	375,900	392,000	412,100	454,100	
73	238,300	291,800	337,700	376,200	392,300	412,300	454,400	
74	239,000	292,300	338,300	376,800	392,700	412,600	454,800	
75	239,700	292,700	338,800	377,500	393,100	412,900	455,100	
76	240,300	293,200	339,400	378,100	393,500	413,100	455,400	
77	241,000	293,400	339,700	378,500	393,800	413,300	455,700	
78	241,800	293,700	340,200	379,000	394,100	413,600		
79	242,600	293,900	340,600	379,600	394,400	413,900		
80	243,300	294,400	341,100	380,100	394,700	414,100		
81	243,800	294,600	341,500	380,600	394,900	414,300		
82	244,500	294,800	342,000	381,200	395,200	414,600		
83	245,200	295,200	342,600	381,700	395,500	415,000		
84	246,000	295,500	343,100	382,000	395,700	415,200		
85	246,600	295,800	343,400	382,400	395,900	415,400		
86	247,300	296,100	343,800	383,000	396,200	415,700		
87	248,000	296,400	344,300	383,400	396,500	416,000		
88	248,700	296,800	344,700	383,800	396,700	416,200		

	89	249,200	297,100	345,000	384,200	396,900	416,400		
	90	249,700	297,500	345,400	384,700	397,200	416,700		
	91	250,000	297,800	345,900	385,100	397,500	417,000		
	92	250,400	298,200	346,300	385,500	397,700	417,200		
	93	250,700	298,400	346,500	385,800	397,900	417,400		
	94		298,600	346,900	386,300	398,200	417,700		
	95		298,900	347,400	386,700	398,500	418,000		
	96		299,300	347,800	387,100	398,700	418,200		
	97		299,500	348,000	387,400	398,900	418,400		
	98		299,800	348,400	387,900	399,200	418,700		
	99		300,200	348,800	388,300	399,500	419,000		
	100		300,600	349,100	388,700	399,700	419,200		
	101		300,800	349,400	389,000	399,900	419,400		
	102		301,100	349,800	389,500	400,200	419,700		
	103		301,500	350,200	389,900	400,500	420,000		
	104		301,800	350,700	390,300	400,700	420,200		
	105		302,000	351,200	390,600	400,900	420,400		
	106		302,400	351,600	391,100	401,200			
	107		302,800	352,000	391,500	401,500			
	108		303,100	352,400	391,900	401,700			
	109		303,300	352,900	392,200	401,900			
	110		303,700	353,300	392,700	402,200			
	111		304,100	353,600	393,100	402,500			
	112		304,400	353,900	393,500	402,700			
	113		304,600	354,400	393,800	402,900			
	114		304,800		394,300	403,200			
	115		305,100		394,700	403,500			
	116		305,500		395,100	403,700			
	117		305,700		395,400	403,900			
	118		305,900		395,900				
	119		306,200		396,300				
	120		306,500		396,700				
	121		306,900		397,000				
	122		307,100		397,500				
	123		307,400		397,900				
	124		307,700		398,300				
	125		308,000		398,600				
再任用職員		190,100	217,900	258,400	278,000	293,300	319,100	361,300	394,800

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の宇治市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、平成30年4月1日から適用し、改正後の条例第17条の4第2項の規定は、平成30年6月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の宇治市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(揭示済)

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年12月28日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第62号

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例（平成24年宇治市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「100分の107.5」を「100分の110」に、「100分の122.5」を「100分の125」に改める。

第2条 宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項を次のように改める。

2 期末報酬の額は、平均基本報酬額に100分の117.5を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年6月1日から適用する。

（期末報酬の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末報酬は、改正後の条例の規定による期末報酬の内払とみなす。

（揭示済）

規 則

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年12月28日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第63号

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則（平成24年宇治市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第10条中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 結婚休暇 結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要があると認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別に定める期間内において連続する5日を限度とする。

第11条第1号中「前条第2号及び第4号」を「前条第5号」に改め、同条第3号中「前条第5号」を「前条第6号」に改める。

第13条中「及び第6号から第8号」を「、第3号及び第7号から第9号」に改める。

別表第1中「 を 「 に

164,700円	165,000円
148,000円	148,300円
189,100円	189,400円
185,000円	185,300円
248,100円	248,500円

123,300円
179,500円
192,100円
164,700円
170,200円
82,200円
159,000円
120,700円
179,500円
179,500円
161,300円
87,400円
150,700円
139,200円
189,100円
164,700円
210,200円
177,000円
177,000円
177,000円
170,200円
189,100円
190,900円
178,200円
174,300円
170,400円
163,800円
170,200円
164,700円
164,700円
123,400円
105,400円
255,400円
206,400円
230,900円
206,400円
170,200円
170,200円
189,100円
203,000円
206,400円
164,700円
248,100円
248,100円
248,100円
284,100円
207,200円
189,100円
82,200円
170,200円
201,500円
192,100円
164,700円
192,100円
192,100円
192,100円
192,100円

123,700円
179,800円
192,400円
165,000円
170,500円
82,500円
159,300円
120,900円
179,800円
179,800円
161,600円
87,600円
151,000円
139,500円
189,400円
165,000円
210,600円
177,300円
177,300円
177,300円
170,500円
189,400円
191,300円
178,500円
174,600円
170,700円
164,100円
170,500円
165,000円
165,000円
123,600円
105,600円
255,900円
206,800円
231,300円
206,800円
170,500円
170,500円
189,400円
203,400円
206,800円
165,000円
248,500円
248,500円
248,500円
284,600円
207,600円
189,400円
82,500円
170,500円
201,900円
192,400円
165,000円
192,400円
192,400円
192,400円
192,400円

「」を「」に改める。

192,100円	192,400円
192,100円	192,400円
189,100円	189,400円
113,100円	113,300円
189,100円	189,400円
170,200円	170,500円
189,100円	189,400円
170,200円	170,500円
9,099円	9,115円
10,446円	10,465円
9,401円	9,418円
9,401円	9,418円
10,446円	10,465円
9,099円	9,115円
10,338円	10,357円
9,781円	9,799円
9,781円	9,799円
9,401円	9,418円
9,781円	9,799円
9,401円	9,418円
14,105円	14,136円
10,446円	10,465円
7,834円	7,859円
7,834円	7,859円
14,105円	14,136円
14,105円	14,136円
11,399円	11,420円
8,088円	8,107円
14,105円	14,136円
14,105円	14,136円
11,399円	11,420円
9,401円	9,418円
9,099円	9,115円
11,399円	11,420円
7,624円	7,638円
10,446円	10,465円
13,704円	13,729円
13,704円	13,729円
13,704円	13,729円
10,608円	10,627円
11,445円	11,470円
10,446円	10,465円
9,401円	9,418円
9,099円	9,115円
9,099円	9,115円
9,099円	9,115円
9,912円	9,936円
9,401円	9,418円
894円	894円
1,262円	1,264円
1,213円	1,215円

1,213円	1,215円
1,471円	1,474円
1,471円	1,474円
1,428円	1,431円
894円	894円
1,011円	1,014円
1,213円	1,215円
1,213円	1,215円
1,213円	1,215円
894円	894円
894円	894円
1,685円	1,688円
1,213円	1,215円

別表第6中「第10条第9号」を「第10条第10号」に改める。

附則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条、第11条、第13条及び別表第6の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。
- 改正後の宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第1の規定は、平成30年4月1日から適用する。
(平成30年4月1日から同年9月30日までの間における基本報酬の額の特例)
- 前項の規定にかかわらず、平成30年4月1日から同年9月30日までの間における改正後の規則別表第1の規定の適用については、同表中「894円」とあるのは、「882円」とする。
(基本報酬等の内払)
- 改正後の規則の規定を適用する場合には、宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例(平成24年宇治市条例第17号)及び改正前の宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された基本報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、期末報酬及び退職報酬(以下「基本報酬等」という。)は、宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例及び改正後の規則の規定による基本報酬等の内払とみなす。

(揭示済)

宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年12月28日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第64号

宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市市税条例施行規則(昭和60年宇治市規則第35号)の一部を次のように改正する。

別記様式第50号の(表)中「・配偶者特別控除」を「・配偶者特別控除・同一生計配偶者」に、

「」を「」に、

控対配			同配
一般	老人	配専	

「」を

(普通徴収)

「
に
（普通徴収）

◎ 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について、
申告不要制度を利用する場合

- 配当所得等
- 譲渡所得等

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市市税条例施行規則の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税及び府民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税及び府民税については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市個人番号の利用に関する条例施行規則を、ここに公布する。

平成30年12月28日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第65号

宇治市個人番号の利用に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、宇治市個人番号の利用に関する条例（平成27年宇治市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）において使用する用語の例による。

（条例別表第1の規則で定める事務）

第3条 条例別表第1の小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるものは、小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

第4条 条例別表第1の身体障害者に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、障害者自立支援医療特別対策事業に係る医療費（以下「特別対策事業に係る医療費」という。）の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

第5条 条例別表第1の障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であつて規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 軽度又は中等度の難聴児に対する補聴器の購入又は修理に要する費用（以下「補聴器購入費等」という。）の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 重度の身体障害者等に対する住宅改修費に要する経費（以下「障害者に対する住宅改修費」という。）の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

第6条 条例別表第1の母子家庭又は父子家庭に対する給付金の支

給に関する事務であつて規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とする。

(1) ひとり親家庭の親又は児童に対する高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座の受講に係る給付金（以下「受講給付金」という。）の対象講座の指定の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

(2) 受講給付金の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

第7条 条例別表第1の介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とする。

(1) 要介護認定又は要支援認定を受けていない高齢者に対する住宅改修に要する経費（以下「高齢者に対する住宅改修費」という。）の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

(2) 高齢者に対する家具等の転倒を防止する金具の購入に要する費用（以下「金具購入費」という。）の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

(3) 一人暮らしの高齢者等に対する火災警報器（以下「火災警報器」という。）の給付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

(4) 一人暮らしの高齢者等に対する日常生活用具の給付又は貸与（以下「高齢者に対する日常生活用具の給付等」という。）の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

（条例別表第2の規則で定める事務及び特定個人情報）

第8条 条例別表第2の中欄に掲げる小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるものは、小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、当該事務を処理するために利用することができる同表の右欄に掲げる地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるものは、当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいう。）に関する情報（以下「市町村民税関係情報」という。）又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項に規定する申請による保護の開始若しくは同条第9項に規定する申請による保護の変更、同法第25条第1項に規定する職権による保護の開始若しくは同条第2項に規定する職権による保護の変更若しくは同法第26条に規定する保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）とする。

第9条 条例別表第2の中欄に掲げる身体障害者に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、特別対策事業に係る医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、当該事務を処理するために利用することができる同表の右欄に掲げる地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるものは、当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報又は生活保護実施関係情報とする。

第10条 条例別表第2の中欄に掲げる障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であつて規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、当該事務を処理するために利用することができる同表の右欄に掲げる地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるものは、当該事務の区分に応じ、当該各号に定める特定個人情報とする。

(1) 補聴器購入費等の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報

(2) 障害者に対する住宅改修費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報又は生活保護実施関係情報

第11条 条例別表第2の中欄に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、当該事務を処理するために利用することができる同表の右欄に掲げる地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるものは、当該事務の区分に応じ、当該各号に定める特定個人情報とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号に掲げる日常生活上の便宜を図るための用具の給付又は貸与（以下この号において「給付等」という。）の事業に係る当該給付等の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報又は生活保護実施関係情報

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第8号に掲げる移動支援事業に係る利用の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報又は生活保護実施関係情報

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる地域活動支援センター等での創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業に係る利用の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報又は生活保護実施関係情報

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3項の規定により行う居宅等への訪問により入浴サービスを提供する事業に係る利用の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報又は生活保護実施関係情報

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3項の規定により行う障害者等の日中における活動の場を確保するための事業に係る利用の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報又は生活保護実施関係情報

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3項の規定により行う障害者の自動車運転免許の取得に要する費用を助成するための事業に係る当該助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3項の規定により行う身体障害者の自動車の改造に要する経費を助成するための事業に係る当該助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報

第12条 条例別表第2の中欄に掲げる母子家庭又は父子家庭に対する給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、当該事務を処理するために利用するこ

とができる同表の右欄に掲げる地方税関係情報又は住民票関係情報であつて規則で定めるものは、当該各号に規定する申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する情報とする。

(1) 受講給付金の対象講座の指定の申請に係る事実についての審査に関する事務

(2) 受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

第13条 条例別表第2の中欄に掲げる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、当該事務を処理するために利用することができる同表の右欄に掲げる地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるものは、当該各号に規定する申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報又は生活保護実施関係情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法第59条第10号に掲げる一時預かり事業に係る利用の申請に係る事実についての審査に関する事務

(2) 子ども・子育て支援法第59条第11号に掲げる病児保育事業に係る利用の申請又は利用料の扶助の申請に係る事実についての審査に関する事務

第14条 条例別表第2の中欄に掲げる介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、当該事務を処理するために利用することができる同表の右欄に掲げる地方税関係情報、生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるものは、当該事務の区分に応じ、当該各号に定める特定個人情報とする。

(1) 高齢者に対する住宅改修費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者若しくはその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報若しくは生活保護実施関係情報又は当該申請をした者に係る要介護認定若しくは要支援認定に関する情報

(2) 金具購入費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報又は生活保護実施関係情報

(3) 火災警報器の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報又は生活保護実施関係情報

(4) 高齢者に対する日常生活用具の給付等の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者又はその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報又は生活保護実施関係情報

附 則

この規則は、宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（平成30年宇治市条例第57号）の施行の日から施行する。

（揭示済）

宇治市職員の期天手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年12月28日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第66号

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則（昭和41